

令和2年7月豪雨に係る被害状況及び 政府の対応状況について

内閣府（防災担当）災害緊急事態対処担当

1 はじめに

近年、わが国における豪雨災害は激甚化、頻発化しています。ここ数年では、平成26年の広島土砂災害、平成27年の関東・東北豪雨、平成29年の九州北部豪雨、平成30年の7月豪雨による大きな被害が生じました。昨年は、台風第15号、第19号と立て続けに猛烈な台風が襲来し、記録的な暴風と豪雨により全国各地に甚大な被害が発生しています。

本稿では、九州地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となった「令和2年7月豪雨」について、その被害の状況と政府の対応等についてご紹介します。

2 令和2年7月豪雨の被害状況と 政府の対応について

1) 被害の状況

令和2年7月3日から8日にかけて、梅雨前線が華中から九州付近を通過して東日本にのびてほとんど停滞し、前線の活動が非常に活発になりました。この影響により、7月3日から14日までの総降水量が、年降水量（平年値）の半分を超える地点が発生するなど、九州地方を中心に西日本から東日本の広範囲にわたり、長期間の大雨になりました。特に九州北部地方では、48時間降水量がこれまでの観測記録の1.4倍以上の値を記録するなど、



写真1 熊本県人吉市内国道445号の浸水状況



写真2 球磨川の氾濫流による橋梁の破損状況

複数の地点で観測記録が更新されました。この記録的な大雨により、4日4時50分に熊本県、鹿児島県の2県に、6日16時30分に福岡県、佐賀県及び長崎県の3県に、8日6時30分に岐阜県に、同日6時43分に長野県に、大雨特別警報が発表されました。

この豪雨により、多くの河川で氾濫が発生し、国管理河川では7水系8河川（決壊2箇所）、都道府県管理河川では58水系194河川（決壊3箇所）で浸水被害が発生しました。このうち、熊本県では、県内を流れる球磨川やその支流において、氾濫流による建物・橋梁の破壊・流失や、浸水による広範囲にわたる多くの家屋被害が生じました。

令和2年9月3日時点で、人的被害は死者・行方不明者86名、負傷者29名、家屋被害は全壊1,234棟、半壊4,676棟、一部破損3,016棟、床上浸水3,321棟が確認されています。

球磨村にある特別養護老人ホームでは、施設のあった渡地区で浸水の深さが最大9mに達したとみられ、水没した施設で入所者14人がお亡くなりになり、人吉市でも市街地の広範囲が浸水し、過去の水害よりも高い位置まで浸水しました。

また、九州地方を中心に停電や断水が相次ぎ、停電が熊本県では最大で約8,840戸、断水は全国で最大約3万7,653戸発生するなど、ライフラインにも大きな被害が生じました。

2) 政府の対応

政府においては、最初の大雨特別警報が発令された7月4日4時50分に、安倍内閣総理大臣から、「国民に対し避難や大雨・河川の状況等に関する情報提供を適時的確に行うこと」、「地方自治体とも緊密に連携し、浸水が想定される地区の住民の避難が確実に行われるよう、避難支援等の事前対策に万全を期すこと」、「被害が発生した場合は、被害状況を迅速に把握するとともに、政府一体となって、

人命第一で災害応急対策に全力で取り組むこと」との指示がありました。

同日には、関係閣僚会議が開催されるとともに、関係省庁と被災地方公共団体が緊密な連携をとりつつ被害情報等の現地情報の収集、報告や被災地方公共団体の初動対応等の支援を行うため、内閣府調査チームが熊本県庁と鹿児島県庁に派遣されました。警察、消防、自衛隊、国土交通省においても、発災直後から全国の部隊を被災地に派遣し、救出救助活動や二次災害防止活動、生活支援等を実施しました。

翌5日には「令和2年7月豪雨非常災害対策本部」（同本部会議は計12回開催）が設置され、その第1回会議において、安倍総理から、被災者支援を迅速かつ強力に進めるため、各省横断の「被災者生活・生業再建支援チーム」の設置について指示がありました。これを受け、翌6日には各府省の事務次官級職員を構成員とする「被災者生活・生業再建支援チーム」が設置され、生活支援等が迅速かつ強力に進められました。

武田防災担当大臣による現地視察（4日～5日：熊本県※）、安倍総理及び武田大臣による現地視察（13日：熊本県）などが実施され、被害状況を直接確認し、被災地におけるニーズの把握等を行い、政府全体で被災者に寄り添った支援に取り組みました。

さらに、7月14日には、特定非常災害に指定し、被災者の権利を守るための特別な措置を講じる等、政府の総力を挙げて災害応急対策が推進されました。

※このほか、武田大臣は、7月7日：福岡県、8日：熊本県、9日：鹿児島県、15日：福岡県、16日：福岡県及び大分県、23日：岐阜県を、今井内閣府大臣政務官は、15日：福岡県、16日：福岡県及び大分県を、現地視察。



写真3 安倍総理及び武田大臣による現地視察
(13日 熊本県)



写真4 武田大臣及び今井政務官による現地視察(16日 大分県)

3 被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージについて

先述のとおり、7月6日に「被災者生活・生業再建支援チーム」が設置されましたが、13日の第7回非常災害対策本部会議において、同チームを中心に、被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージを月内にとりまとめるよう安倍総理から指示がありました。これを受け、被災者の生活と生業の再建に向け、被災地のニーズや地域ごとの特性を踏まえつつ緊急に対応すべく、「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ※」が7月30日に決定されました。

1) 基本方針と緊急対応策

対策パッケージでは、基本方針として、「新型コロナウイルス感染症の影響下で発生した令和2年7月豪雨に対し、被災者の生活と生業の再建に向け、被災地のニーズや地域ごとの特性を踏まえつつ、緊急に対応すべき施策

を取りまとめ、予備費等を活用し速やかに対応する。」、「今後も、被災者の安心感を確保するとともに、被災自治体が安心して復旧・復興に取り組めるよう、必要な財政措置等を行う。」ことを明記しています。

また、主な緊急対応策としては、①生活再建の項目として「廃棄物・土砂の処理」、「住まいの確保」、「切れ目のない被災者支援」、「交通の確保」、「金融支援等」、②生業の再建の項目として「観光業等の中小・小規模事業者の支援」、「農林漁業者の支援」、「地域の雇用対策」、③災害応急復旧の項目として「河川・道路等インフラの復旧」、「災害復旧事業の迅速化」、④災害救助の項目として「避難所等の応急救助等」、「自衛隊等の活動」が掲げられ、被災者の目線に立ち、被災自治体等とともに一日も早い被災地の再建に全力を尽くしていくこととされています。

※ http://www.bousai.go.jp/updates/r2_07o0ame/r2_07o0ame/index.html

2) 支援の実行

対策パッケージの策定とあわせて、被災自治体が財源に不安なく取り組んでいただけるよう、7月31日に約1,017億円の予備費の使用を閣議決定するとともに、同日、令和2年7月豪雨について、豪雨による災害では令和元年台風第19号以来3例目となる「大規模災害からの復興に関する法律」に基づく非常災害として指定することを閣議決定しました。

なお、令和2年7月豪雨に係る災害救助法、被災者生活再建支援法の適用状況及び激甚災害指定の状況については、以下のとおりです。

- 災害救助法の適用：9県 98市町村
- 被災者生活再建支援法の適用：6県 54市町村
- 激甚災害指定：令和2年5月15日から7月31

日までの間の豪雨による災害

(※令和2年7月豪雨など梅雨前線等による一連の災害)

指定見込公表：7月10日、13日、17日

閣議決定：8月25日

また、被災地方公共団体への人的支援として、総務省が平成30年3月に構築した「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき、被災市区町村の首長への助言等を通じた災害マネジメントの総括的な支援や、被災市区町

村が行う災害対応業務の支援（対口支援）が実施されました。総括支援チームとして、被災8市町村に対し、10県市から延べ約464名が、対口支援として、被災8市町村に対し、11県市から延べ5,903名が派遣されました(令和2年9月3日時点)。

4 被災地での政府の活動について

1) 政府現地災害対策室の活動

近年、大規模な災害が発生した場合には、被災都道府県の対応状況を踏まえ、政府が積極的に助言を行い、都道府県や関係省庁間の連絡体制を確立し、課題に対して綿密な情報共有を図ることにより効果的に連携し、迅速に課題が解決できるよう調整しています。

今回の災害においても、7月4日から政府の現地災害対策室を熊本県庁に設置し、県や各省庁等が保有している情報を共有し、現在の課題及び今後想定される課題や問題点について早期に認識し、遅滞なく対応していくために関係省庁連絡会議を連日開催しました。

関係省庁連絡会議とは、現地での課題について関係省庁及び関係機関が一堂に会し、テーマ横断的な会議運営を実施するものです。

具体的には、下記の13項目を中心に議論を

激甚災害の対象地域と主な適用措置

対象地域	主な適用措置
全 国	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

重ね、各種課題に対応していきました。

①被災市町村への人的支援、対口支援、②孤立状況の確認、解消（航空偵察、道路啓開による陸の孤島の解消）、③避難所の状況把握、環境改善、④ホテル、旅館の活用、⑤各種施設の状況把握、ケア（病院、障がい者施設、高齢者施設等、在宅難病患者等、※自家発電燃料、電源の確保を含む）、⑥在宅避難者（在宅、親類、友人等、車中泊ほか）の状況把握、情報提供、ケア、⑦物資支援、プッシュ型支援、⑧生活インフラ（電気、通信、水道、ガス、下水道）の状況、復旧、⑨災害廃棄物、土砂撤去、⑩流木、流出ゴミ、⑪ボランティア、⑫住まいの確保（家屋被害認定調査、罹災証明、仮設住宅）、⑬生業支援

また、これらのテーマの中で個別課題が発生した場合には、県の関係部局と関係省庁がより緊密に連携を図り方向性を見出す調整会議等を適宜設定し課題の解決に努めました。

なお、内閣府調査チームは、現地により詳

細に状況を把握するため、被災市町村や避難施設、物資拠点、ボランティア拠点等を巡回し、生の声を拾い、少しでも状況が改善し前に進めるように活動を実施しました。

2) 日本赤十字社との連携

令和2年7月豪雨は、新型コロナウイルス感染症の影響下で発生した、初めての大規模災害となりました（避難所における新型コロナウイルス感染症対策については、別稿「避難所における新型コロナウイルス感染症対策」参照）。

内閣府は、平成27年より日本赤十字社と包括的な連携協力の協定を締結し、災害対策に関連して、相互に連携・協力を行ってきましたが、本年5月14日に改めて災害発生時、内閣府調査チームが被災自治体に派遣される場合において、日赤は当該チームに医師等を派遣し災害応急対応に協力をする旨の協定を締結しました。

今回の派遣においては、現地の災害対策本



写真5 熊本県関係省庁連絡会議



写真6 熊本県物資拠点への現地調査

部や避難所を巡回し感染症防止対策について日赤から技術的助言をいただくとともに、政府現地災害対策室員への感染症予防等について連携して活動することにより、災害時における感染症対策について万全を期すことができました。

5 おわりに

新型コロナウイルス感染症の影響下における災害対応は、これまで実施してきた災害対応に加え、感染症の拡大防止にも対応した各種取り組みが必要となってきます。

被災者の方に直接関係してくる影響としては大きく2つあります。

1つ目は避難関係です。コロナ禍における避難のあり方については、新型コロナウイルス感染症が収束しない中であっても、災害の危険がある場所にいる方は避難場所等の安全な場所に躊躇することなく避難することが原則です。また、「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる方は避難場所に行く必要がなく、避難先は避難場所・避難所だけに限らず、安全な親戚・知人宅等も避難先となるということを周知することも大切です。

また、避難所においても新型コロナウイルス感染症対策が必要となり、3つの「密」の回避を図るため、避難所におけるレイアウトの工夫や、マスク、消毒液、パーテーション、段ボールベッドの準備、避難者の受付時の検温等、これまでになかった対応が新たに発生します。

2つ目は被災後のボランティア活動です。今回の豪雨で大きな被害を受けた熊本県のように、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、被災地でのボランティアの募集範囲を県内等に限る場合、従来のように全国から集まる場合に比べ、ボランティアの数が減少する

ことが想定されます。この場合、可能な限り多くのボランティアに参加いただけるような促進策を講じることとあわせて、自助・共助・公助を臨機に組み合わせた対応が必要となります。

内閣府（防災担当）では、今回の貴重な教訓を基に「令和2年7月豪雨を踏まえた今後の災害対応における取組みの実施について（周知）※」を発出していますので、今後の災害対応の参考としてください。

※ http://www.bousai.go.jp/updates/r2_07ooame/r2_07ooame/index.html

近年、大規模な水害が毎年のように全国各地で発生しております。読者の皆様におかれましては、改めて、自分の身の回りで災害がいつ発生してもおかしくないということをご認識いただき、日頃からの防災意識の向上、普及・啓発、各種訓練等への参加及び周囲の方への呼びかけに努めていただきますようお願いいたします。

なお、防災対策や広報・啓発関係等の防災に関する資料を、以下に公開していますので一度ご覧ください。



(内閣府 防災情報のページ：
<http://www.bousai.go.jp/>)